中小企業が多く、短時間労働者を多数雇用するビルメン業界。事業者の負担増は避けられない。 どのように備えていくべきか、 2020年5月2日の通常国会で、年金制度法※が成立した。 有識者の話をもとに今回の改正をまとめた。

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律

# 段階的」な施行は実現したが 方で新たな課題も……

必要が生じる。 月)以上と、 22年10月)、51人(2024年10 だったが、 れまで 501人以上の大企業が対象 範囲は拡大してきた (図表1)。こ 要件が改定されて以降、徐々にその 2016年10月に社会保険の適用 今後は101人 (20 中小企業でも対応する

険を適用することで、 短時間労働者にもより広く被用者保 考慮した上での経済基盤の充実だ。 改正の目的は、 安心して働ける環境を築 労働者と企業が保険料 働き方の多様化を 正社員との差

> 課題も多く残る。 性質を考えると、 本件については本誌2019

が、 このような状況下で2022年、 だし②高齢労働者の課題はまだ残り、 さらに前回にはなかった新型コロナ の要望が汲まれる結果となった。 る②高齢者雇用に対する助成金等の テナンス協会経営・政策委員会の中 ウイルス感染症による影響も出てきた。 2点を国に提案すると方針を示した ż, 行った。その際①拡大スピードを抑 野副会長と伊藤委員長による対談を 11月号でも取り上げ、全国ビルメン 今回の改正では①の段階的施行 事業者が備える準備期間を設け

を半分ずつ負担する社会保険制度の 企業の観点からは や座談会を通じ、

# 〈改正の概要〉

# 1 被用者保険の適用拡大

【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年 金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】 短時間労働者を被用者保険の適用とすべき事業者の企 業規模要件を段階的に引き下げる

## 2 在職中の年金受給のあり方の見直し

【厚生年金保険法】

- ・在職中の老齢厚生年金受給者の年金額を毎年改正する
- ・60~64歳を対象とした特別支給の老齢厚生年金につい て、支給停止とならない範囲を拡大する

# ③ 受給開始時期の選択肢の拡大

【国民年金法、厚生年金保険法等】

年金の受給開始時期の選択を、60~70歳→60~75歳 <u>に拡大する</u>

### 4 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

加入可能年齢の引き上げとともに、受給開始時期の選択 肢を拡大する

とは何か。厚生労働省担当者の寄稿 を探った。 2024年に向けて企業ができるこ 解決への手が

### 図表1: 社会保険適用拡大の経緯

拡

大

2016年以前

週30時間以上

2016年10月~

(1)週労働時間20時間以上 (2)月額賃金8.8万円以上

(3)勤労期間1年以上の見込み (5)従業員501人以上の企業等 2017年4月~

これまでの条件のもと、 500人以下の民間企業 は労使合意に基づき適

拡

大

⇒実務上の取り扱いの現状を踏まえて撤廃

2ヶ月超の要件を適用 ※2022年10月施行

⇒<u>50人超規模</u>の企業まで適用範囲拡大

※2022年10月:100人超規模の企業まで適用 ※2024年10月:50人超規模の企業まで適用



# 特別寄稿

### 「負担増だけでなく、 前向きなチャンスとなる改正に」

厚生労働省 大臣官房 企画官 (年金局担当) 古川弘剛氏

おける専門的な議論、与党にお 働省の有識者懇談会、 適用拡大」です。 適用拡大については、厚生労 審議会に

適用範囲を拡げる取り組みが

企業に限られていますが、この 措置として従業員500人超の 事業所は法律上「当分の間」の ています。ただし、対象となる たす短時間労働者にも適用され 時間20時間以上、月額賃金8・ は2016年10月より、週労働 細に加えて、施行に向けた支援 8万円以上など一定の要件を満 保険(健康保険・厚生年金保険) 報をご紹介したいと思います。 で働く方々にとって耳よりな情 策など、ビルメンテナンス業界 するその後の進展や制度改正詳 前回ご説明した通り、被用者 本誌2019年11月号に続 被用者保険の適用拡大に関 ません)。

# 回避するための支援策を用意 負担による不本意な働き方を

増となります。従業員にとって の皆さまにとっては保険料負担 も働き方を見直す契機となり 適用拡大の対象となる事業者

を経て2020年5月29日に

常国会に法案を提出、

国会審議

ける綿密な議論を経て、

先の通

だきましたこと、改めて感謝申 法案成立に至りました。この間 し上げます。 は各段階で貴重なご意見をいた 全国ビルメンテナンス協会から

段階的な施行を実施 各業界の意見をふまえ

間なら、週30時間以上)の要件 の3以上」(フルタイムが週40時 労働時間が通常の労働者の4分 適用拡大については、段階的か それ以外の短時間労働者を含み 適用している従業員の数をいい 超企業まで適用することとしま 業まで、2024年10月に50人 2022年10月に100人超企 業者団体のご意見も踏まえ、 を満たし、すでに被用者保険を した(なおこの従業員数は、「週 つ余裕をもった施行を求める事 成立した年金改正法において

す。 ひご活用いただきたいと思いま 営相談体制を強化しており、ぜ 県の「よろず支援拠点」での経 体的方策についても、各都道府 金」、業務効率化等を支援する 拓等を支援する「持続化補助 業・サービス補助金」、販路開 を支援する「ものづくり・商 命推進事業」では、設備投資等 が肝要です。政府の「生産性革 ること、すなわち生産性の向上 増加によって人件費増に対応す については、1人当たりの収益 います。生産性向上のための具 「IT導入補助金」を実施して

変化等を個別に丁寧に説明する ては、被用者保険加入のメリッ ことが重要です。ビルメンテナ ト、働き方を変えた際の収入の また、従業員の皆さまに対し

だけるよう、全国ビルメンテナ

ンス協会とも連携して取り組み

しています。 め、適用拡大にあたっては政府 れません。これらに対処するた 保険料負担を意識して労働時間 を縮めてしまう方もいるかもし としてさまざまな支援策を用意

まず、事業者の保険料負担増

気・ケガの際の収入保障(傷病 よって年金額が増え、また、病 年金を受給されている高齢従業 ンス業界の主力をなす、すでに 手当金)も充実します。 員の方々でも被用者保険加入に

げるチャンスとして捉えていた ではなく、 行きが見通せない状況ではあり 影響により、なかなか今後の先 図っていきたいと考えています。 が事業所訪問を含む個別支援を す。具体的には、社会保険労務 支援する事業を実施する予定で として、事業者の専門家活用を 事業者・従業員間でしっかりコ ますが、適用拡大を単に負担増 行うなど、きめ細かな支援を 士や年金事務所職員等の専門家 について相談できるよう、政府 た労務管理や活用できる助成金 また事業者が適用拡大を踏まえ ミュニケーションが図れるよう、 新型コロナウイルス感染症の このようなメリットについて、 前向きな変革につな

を進めてまいります。

# 残された課題は何か?国と業界、それぞれが抱える思い。

びに同省にて委員を務める専門家によるオンライン座談会を行った。会担当副会長、委員長 (オンライン参加)、厚生労働省年金局担当者並今回の改正法成立を受け、2020年7月末、全国協会経営・政策委員



なく制度の意義を共有できる改正労働者/事業者の利害対立では

改正にあたって最も注意深く検討し 時間を費やしました。 きながら、妥結点を模索するために ましたが、みなさんの意見をいただ にお呼び立てしてご負担をおかけし 線の利害対立です。労働者には年金 ンテンス協会さんには私どもの会議 丁寧に議論しました。何度もビルメ えます。そこで対立構造ではなく 業者側にとっては保険料の負担が増 額が増えるメリットがある一方、事 たのは、労働者の目線と事業者の目 考えに則って検討を進めてきました。 入する」という原理原則を徹底する は「被用者であれば被用者保険に加 古川 今回の被用者保険の適用拡大 「制度哲学」を共有できるように に検討した点は何でしょうか? -今回の改正にあたって特に慎重

伊藤 我々ビルメンテナンス業界は影響についてどうお考えでしょうか。――ビルメンテナンス業界へ及ぼす

77

できる改正 100人、200人と社員を抱えていても売上は高くありませんので、対立では 零細な企業が多くあります。また

思います。特に地方に行くほど不安感を抱える企業が多い印象です。 中野 頻繁に事務局に足を運んでく ださり、また総会や会議でも気持ち く思っています。今回、最終的に適 く思っています。今回、最終的に適 を要望として提出した際、全国協会 を要望として提出した際、全国協会 を要望として提出した際、全国協会 を要望として提出した際、全国協会 を要望として提出したの企業は全 をの約62%、51人以上からの企業数 体の約6%、51人以上からの企業な は約38%です。すでに施行されてい る501人以上の法が適用されて る601人以上の法が適用されて

> 企業にとっては先行きが見えず、不安 で変い。外注費を含め、委託費の に少ない。外注費を含め、委託費の に少ない。外注費を含め、委託費の に少ない。外注費を含め、委託費の に少ない。外注費を含め、委託費の に少ない。外注費を含め、委託費の を変労使折半することになれば人件 でを労使折半することになれば人件 でを労使折半することになれば人件

費フラス1%の企業負担が増えます。 感が大きいと思っています。地方に 感が大きいと思っています。地方に 感が大きいと思っています。地方に がことをご理解いただきたいです。 にことをご理解いただきたいです。 をしなかったことは残念ではありま すが、「段階適用」といった形でご配 ないただき、ありがとうございました。

りますので支援策を活用しながら企 古川 施行までの間、まだ時間があ

すればよいでしょうか。

-負担感に対してどのように対処

委託や請負業務の多いビルメン業

共有できるように、丁寧に議論(古三氏) く対立構造ではなく、「制度哲学」を

# 業界自体も盛り上がる(原氏) 最終的にはモチベーションに繋がり、 初 の負担感が

99

どの施策を活用した支援策を用意し 厚生労働省のみならず経済産業省な 業の生産性を上げ、 ています。 ていただきたいと考えています。 「基礎体力」をつ

また、

都道府県ごとに社労士等の

ていただきながら、 での施行の時期を引き続き相談させ えませんので、適用拡大を迎えるま 討しています。これらで十分とは言 受けながら活用できる環境整備を検 士を必要とする際には、費用支援を 専門家チームを用意し、企業が社労 ビルメンテンス業界では60歳以 より支援内容を

> 自体も盛り上がる。そのための制度 にはモチベーションに繋がり、業界

一方、中小企業ほどその負担は大き と前向きに捉えていただきたいです。

くなる。

全国協会さんでもその点を

充実したいと考えています。 上で元気に働く方が多く、今後も高

懸念されていると思いますが、その

ように対応すべきでしょうか?

えることで、最初の負担感が最終的 て負担はあるかと思いますが、働く れるようになります。事業者にとっ 際には60歳以降に働いた分、厚生年 することによってリタイアを迎えた くと考えています。 齢者が活躍できる社会が拡がってい 人にとってバランスのいい環境を整 金が上乗せされ、厚い給付が受けら 公的年金に加入

さい。 したが、 回段階的に適用されることになりま 全国協会の働きかけもあり、

伊藤 拡大も重要なことと認識しています 影響は非常に大きいです。保険適用 染症(以下:コロナ)による業界 先々を見据えて取り組まなくては 目前の不況に向き合いながら やはり新型コロナウイルス感

> 負うのではなく、その分を発注金額 りません。受注者側だけが費用増を 等しく負担を分かち合わなくてはな

メンテナンス業務に係る発注関連事 いては、厚生労働省が定めた「ビル に含めること。例えば官庁業務につ ら実施までの2年、 ますが、人材確保の面から考えれば 分にあります。支援策を活用しなが 材に長く勤めてもらえる可能性も十 より良い人材を確保しやすく、その人 4年ありますので

古川

確かに負担感はあるかと思い

66

# 社会全体で分かち合う 立場によって負担増減せず

今

今後の見解をお聞かせくだ

はそぐわない点もあると思います。 です。制度改正に関わる理念や哲学 ないか、これが我々の偽らざる心境 保険適用拡大の実施時期を延期でき に根深く深刻なものと捉えています 頼感が薄れることを懸念しています 年金だけで生活できる状態ではあり ています。また、 改正の理解を得るのは難しいと感じ りません。 年金制度は、 には賛同できる反面、我々の業界に ません。年金に対するイメージや信 いける世の中ですが収入は少なく 同じく、コロナの問題は非常 率直に、この時期に制度 社会全体、国民全てが 元気に長く生きて

必要な準備を進めていただきたい。



全国協会 経営・政策委員会 担当副会長

全国協会 経営・政策委員会 委員長

伊藤英明氏

中野信博氏

厚牛労働省 大臣官房 企画官 (年金局担当) 古川弘剛氏



原 佳奈子氏



あります。企業の新たな負担についあります。企業の新たな負担については、委託金額に入れこむことが明確に示されていますが、同じく民間確に示されていますが、同じく民間では、委託金額に入れこむことが明なって消費税が延期されたように、この年金改革も延ばしてもいいのではないかと……。

たいと考えています。 るところで、今後より強化していき ど、草の根運動的な活動を進めてい にしたコンテスト等を開催したりな を考える場を設けたり、年金を題材 大学のセミナーや高校の授業で年金 ためには若者向けの教材を作ったり、 る循環を作る必要があります。その 心を持ってもらい、正しく理解でき 特に若い方を中心に、公的年金に関 をしても誰も納得してくれません。 的年金の信頼性がなければ適用拡大 藤委員長からの重要な指摘通り、公 ることが必要と考えます。また、伊 況を見ながら、今後の対応を検討す 古川 貴重なご指摘ありがとうござ います。コロナについては慎重に状

また受注・発注については私も問

77

取り組まなくてはなりません(伊藤氏) 6

きたいと思います。

先々を見据えて

目前の不況に向き合いながら

題意識を持っています。社会保険の加入によって増えた負担の分は、しっかりと発注者側が負担する。このような形が一番望ましいというのはまったく同じ見解です。年金局が直接所管する分野ではありませんが担当に働きかけるなど最善を尽くしたいと考えています。

原 生きがいや健康、お金など、これからはそれぞれが望む老後を考え、 準備する時代です。そのためには公 準備する時代です。そのためには公 作と考えます。事業主さまに対して も支援などさまざまな要素に目配せ をしながら説明して、施行に向けて をしながら説明して、施行に向けて をしながら説明して、施行に向けて をしながら説明して、施行に向けて をしながら説明して、施行に向けて をしながら説明して、施行に向けて をしながら説明して、施行に向けて をしながら説明して、施行に向けて ともではなりません。全国協会 さんの懸念やご指摘はごもっともで さんの懸念やご指摘はごもっともで さんの懸念やご指摘はごもっともで さんの懸念やご指摘はごもっともで さんの懸念やご指摘はごもっともで さんの懸念やご指摘はごもっともで

# 従業員向けの見直しも多様な働き方に応じた

古川 高齢期を迎えてからも働き続

# 

、 けたいなど働き方が多様化していまた、 大に加えていくつか見直しを行いまの状況の変化に順応した制度にするの状況の変化に順応した制度にする。 ウロの改正も、こうした世の中に

が、基準値を現行の28万円から47万 整する方もいらっしゃると思います 賃金を得ている方々で、60~64歳の 降に働いて収入を得るとその分保険 働く方々の年金支給額の見直しです。 すので、超えないよう労働時間を調 金受給額が減る仕組みになっていま 金+年金額」が一定額を超えると年 降の年金額が増えることになります。 ながら賃金を得ている方は、66歳以 行いました。65歳で年金を受け取り 毎年1回年金額に反映する見直しを 職のタイミングです。今回の改正では 料が賦課されます。現在、その保険 65歳を超え、年金を受け取りながら 方が今回の見直しの対象です。 見直しです。年金を受け取りながら 料相当が年金額に反映されるのは退 65歳で一度年金額は確定し、それ以 2つ目が「在職老齢年金制度」の 1つ目は「在職定時改定」の導入。

四に引き上げます。その分、今より質金をもらっても年金が減りません気にせずより労働時間を増やすことを

歳で受け取るときに比べて約25%増 ある制度ですので、ぜひ活用いただ の就労にも柔軟に対応できるよう年 個々の働き方にあわせ、特に高齢期 3年)です。いずれも2022年 える仕組み (月0・7%×12ヶ月× が68歳で受け取りを開始すれば、65 超えても賃金のみで生活している方 増額となりますので、例えば6歳を 繰下げ受給では1月あたり0・7% ネートすることが可能になります。 り、さらに自身の年金をコーディ 60歳~75歳に拡大します。これによ 給)こともできますが、この範囲を ことも70歳まで後ろ倒す (繰下げ受 拡大」。現在、受給開始年齢は65歳 くことを希望する方にはメリットの 金制度に見直しました。より長く働 4月から施行します。このように 最後に「受給開始時期の選択肢の 60歳まで前倒す(繰上げ受給)

12

# 対応済み企業に聞く「備えるべきポイント」

016年10月の法改正によ

# 社内外の環境を整える 施行までに十分な準備期間を設け

# 株式会社ハリマビステム

選んだ方もいらっしゃいます」 念して、雇用契約の変更や退社を など、収入額が減少することを懸 まざまです。扶養内で働きたい方 どうかは、個人の状況によってさ 同社人事担当の阪本氏は振り返る。 テム。適用開始当初、従業員の中 対応している株式会社ハリマビス (阪本氏) には受け入れられない人もいたと、 「適用拡大をメリットと感じるか り、すでに社会保険適用に

大であった。策として同社では改 うことに努めたが、その作業量は うことのないよう」1人ずつ丁寧 を進めた。「従業員の選択肢を奪 かなりのものだったという。 に説明を繰り返し、理解してもら 施行に向け、約半年前から準備 実際、施行後の金銭的負担も多

員の声を聞いて検討するのもいい 段階を踏みながら先行できる部分 りますので、準備期間を確保して、 ます。想定していないことも起こ 力を出さなくてはならない。ゴー 適用差がなくなる今後。企業側で 員にとって、会社規模による保険 ではないか」と懸念を示す。従業 ります。継続的な国の支援も必要 リットを感じづらいかもしれませ 対象となるビルメン企業ではメ 常務執行役員の鴻義典氏は「今後 得ることに時間を費やした。同社 受託金額の調整など顧客の理解を のではないでしょうか」(鴻氏) は進める。アンケートなどで従業 ル(施行) は明確に設定されてい ん。都市部と地方でも環境は異な 大によるコストアップを見据え、 正が決まった3年前より、適用拡 「福利厚生などの企業自身の魅

執行役員 人事企画部長 阪本智紀氏 取締役 常務執行役員 鴻義典氏

# 支援を活用しながら 施行までの期間で企業体制を整える

しかし、中小企業、高齢労働者の多 前で慌てることになりかねない。 での期間を活用し、準備を進めるこ があるのはひとつの望みだ。それま 課題が残るとはいえ、今回、段階的 く、負担も相当なものと想像される。 いビルメン業界に及ぼす影響は大き えることを目的とした今回の法改正 とっても柔軟な働き方の選択肢が増 なる。逆に今から動かなければ、 とが企業負担を軽減するポイントと な適用が認められたことにより猶予 まずは雇用者が根本的に、制度を 有能な労働者を確保し、従業員に 直

理解することが肝要。施行後、現行

見ながら、国の対策を逃さないこと ることは推察される。今後も状況を 魅力を強化する機会にもなりうる。 員の意向を汲み取りながら、自社の を見直す必要がある。同時に、従業 試算して、顧客との契約や社内基準 と比べてどれほど負担が増えるかを により、対応が難しい企業も多くあ も重要だ。 現在、新型コロナウイルス感染症

策を考えていただきたい。全国ビルメ はあると捉え、企業の状況に沿った対 を共有しながら、施策を検討していく ンテナンス協会も厚生労働省と情報 施行は2~4年後。まだ準備期間

# SUMMARY

# 国と業界が協力し 状況に沿った対策を進める

施行までは2~4年の期間があるがその 間、状況を見ながら都度、最良の方策を 考えなくてはならない。今後も厚生労働 省とより丁寧に相談を重ねながら準備を

- 制度改正は「明るい未来への 備え」となる
- 事業者は施行に向けた 対策を検討
- 国は状況に応じてさまざまな 支援策を整備